

平成10年8月1日告示第99号

町営建設工事の請負契約に係る共同企業体の資格及び指名等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

**第1** この事務取扱要綱は、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成10年金ケ崎町規則第28号。以下「規則」という。）第7条第4項の規定により、共同企業体の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2** この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

特定建設工事共同企業体 特定の工事毎に結成されるものをいう。

経常建設工事共同企業体 継続的な協業関係が確保されているものをいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事等)

**第3** 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体に競争を行わせる必要があると認められるものとする。

(1) 土木一式工事 60,000千円を超えるもの

(2) 建築一式工事 60,000千円を超えるもの

2 前各号に掲げる工事費にかかわらず、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力を特に結集する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体に競争をさせることができるものとする。

3 前2項の規定により、特定建設工事共同企業体に競争させることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の業者（規則第7条第1項の規定による格付及び第14条第2項の規定による指名をした者をいう。）であって当該工事を確実かつ円滑に施工できると認められるもの（以下「単体業者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体業者を参加させることができるものとする。

(特定建設工事共同企業体の内容)

**第4** 特定建設工事共同企業体の内容は、次の各項に該当するものとする。

2 構成員の数は、2社又は3社とし、工事ごとに町長が定める。

3 構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（規則第7条第1項に定める工事種別をいう。以下同じ。）の業者の組合せとするものとし、最上位等級のみ、若しくは最上位等級及び第2位

等級に属する者の自主結成とする。

4 すべての構成員の技術的要件等は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の許可業種につき、許可を有して5年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事に対応する許可業種に係る法第26条の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任配置することができること。
- (4) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- (5) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員中最大であること。

(資格審査)

**第5** 町長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示、若しくは構成員となる者に対して通知し、これにより、特定建設工事入札参加資格申請書を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (6) 特定建設工事共同企業体結成の有効期間
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項により申請を受けた特定建設工事共同企業体について、規則第12条の規定による金ヶ崎町建設工事請負業者資格審査委員会の審査に付さなければならない。

(経常建設工事共同企業体の内容)

**第6** 経常建設工事共同企業体の内容は、次の各項に該当するものとする。

2 構成員の数は、2社又は3社とし単体業者の場合に準じて取り扱うものとする。

- 3 組合せは、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとし、自主結成とする。
- 4 構成員の技術的要件等は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
  - (1) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
  - (2) 発注工事に対応する法第3条の許可業種につき、許可を有して5年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
  - (3) 発注工事に対応する許可業種に係る法第26条の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任配置することができること。
  - (4) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
  - (5) 代表者は、構成員のうち最大施工能力を有する者で、構成員で決定した者とする。

(資格審査)

**第7** 経常建設工事共同企業体により町営建設工事の指名競争入札に参加しようとするものは、規則第5条の規定による町営建設工事入札参加資格申請書を提出しなければならない。

(準用)

**第8** この事務取扱要綱は、金ヶ崎町以外の機関から委託を受けて行う工事の場合に準用する。

(補則)

**第9** この事務取扱要綱に定めない事項については、別に定める。